

(様式3)

枚方市技能勤労者表彰に係る承諾書兼誓約書兼同意書

私は、令和8(2026)年度枚方市技能勤労者表彰を受賞した際には、氏名、年齢、職種、技能功労概要並びに顔写真について公表することを承諾します。

また、枚方市技能勤労者表彰要綱に規定する、表彰基準のいずれにも該当し表彰の対象外でないことを誓約するとともに、表彰の審査に必要な住民票、刑罰調書等の取得及び市税に係る滞納を市が調査することに同意します。

令和 年 月 日

枚方市長 伏見 隆

住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

※裏面に「枚方市技能勤労者表彰要綱(抜粋)」を記載しています。

枚方市技能勤労者表彰要綱（抜粋）

（表彰基準）

第2条 この要綱による技能勤労者表彰（以下「表彰」という。）を受けることができる者は、市長が定める基準日において、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に引き続き5年以上居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 主として市内で別表に規定する職種に従事していること。
- (3) 技能者として同一の職種に15年以上従事し、かつ、満35歳以上であること。
- (4) 優れた技能を持ち、後進の指導育成に寄与し、及び勤務成績、日常行為等において他の模範と認められていること。
- (5) 常時雇用する従業員数が100人以下（卸売、小売及びサービス業の場合にあっては、50人以下）の事業所に従事していること。

2 市長は、前項第3号の要件に該当しない者であっても、職種として確立してから15年に満たない職種に従事している者に該当すると認めるときは、特に表彰することがある。

（表彰の対象外）

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者については、表彰を行わない。

- (1) 表彰を受けたことがある者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 破産者で復権を得ないもの
- (4) 刑事事件の被告人となっている者
- (5) 表彰の趣旨に反すると認められる者